

JIS W 8301 : 1987

航空標識の色 解説

(改訂票 : 2013)

この解説 (改訂票) は、この規格の主務大臣である国土交通大臣から解説の一部を改訂すべきとの通知があり、発行するものである。

この解説は、規格に規定・記載した事柄を説明するもので、規格の一部ではない。

この解説は、日本規格協会が編集・発行するものであり、これに関する問合せ先は日本規格協会である。

本改訂は、平成元年以降関連する法規等の改正に伴い、本解説に記載する内容に齟齬が生じてきたため、整合を図るものである。

解説表 1 及び解説表 2 を、次に置き換える。

なお、この改訂によって追加した箇所に下線を施し、修正し置き換えた箇所に点線の下線を施した。

解説表 1 航空灯火の種類及び光色

航空灯火の種類		光色
航空 灯 台	航空路灯台	航空白と航空赤
	地標航空灯台	航空白, 航空赤
	危険航空灯台	航空赤
飛 行 場 灯 火	飛行場灯台	航空白と航空緑, 航空白と航空黄 又は 航空白
	補助飛行場灯台	航空緑, 航空黄
	進入灯	航空赤, 航空黄, 航空白, 航空可変白
	進入角指示灯	航空白 又は 航空可変白と航空赤
	旋回灯	航空白, 航空可変白, 航空黄
	進入灯台	航空白
	進入路指示灯	航空白, 航空黄
	滑走路灯	航空白, 航空可変白, 航空黄
	滑走路末端灯	航空緑, 航空赤
	滑走路末端補助灯	航空緑
	滑走路末端識別灯	航空白
	滑走路中心線灯	航空赤, 航空赤 及び 航空可変白, 航空可変白
	接地帯灯	航空可変白
	滑走路距離灯	航空黄, 航空白, 航空可変白
過走帯灯	航空赤	

航空灯火の種類		光色
飛行場灯火	離陸目標灯	航空赤, 航空黄, 航空白, 航空可変白
	非常用滑走路灯	航空可変白
	着水路灯	航空緑
	着水路末端灯	航空黄
	誘導路灯	航空青
	誘導路中心線灯	航空緑, <u>航空黄</u>
	高速離脱用誘導路指示灯	<u>航空黄</u>
	<u>航空機接近警告灯</u>	<u>航空赤</u>
	停止線灯	航空赤
	<u>滑走路警戒灯</u>	<u>航空黄</u>
	<u>中間待機位置灯</u>	<u>航空黄</u>
	誘導案内灯	航空赤, 航空黄, 航空白, 航空可変白
	転回灯	<u>航空青</u>
	<u>駐機位置指示灯</u>	<u>航空赤</u> , <u>航空黄</u> , <u>航空緑</u> , <u>航空白</u> , <u>航空可変白</u>
	誘導水路灯	航空青
	着陸方向指示灯	航空赤, 航空緑
	風向灯	—
	指向信号灯	航空赤, 航空緑, 航空白
	禁止区域灯	航空赤
着陸区域照明灯	航空可変白	
境界灯	航空白, <u>航空黄</u>	
水上境界灯	航空緑	
境界誘導灯	航空緑	
水上境界誘導灯	航空黄	
航空障害灯	高光度航空障害灯	航空白
	<u>中光度白色航空障害灯</u>	<u>航空白</u>
	<u>中光度赤色航空障害灯</u>	航空赤
	低光度航空障害灯	航空赤

注記 1 飛行場灯火の停止線灯における光色の“航空黄”は、この改訂によって、削除した。

注記 2 航空障害灯の“中光度航空障害灯”は、この改訂によって、“中光度赤色航空障害灯”とした。

解説表 2 航空視覚標識の種類及び表面色

航空視覚標識の種類		表面色の例	
昼間障害標識	塗色	赤 若しくは 黄赤の1色 又は 赤と白 若しくは 黄赤と白の組合せ	
	旗	赤 若しくは 黄赤の1色 又は 赤と白 若しくは 黄赤と白の組合せ	
	標示物	赤, 黄赤 又は 白の1色	
飛行場標識施設	飛行場名標識	白	
	着陸帯標識	黄と黒の組合せ等	
	滑走路標識	指示標識	白 又は 黄 ⁽¹⁾
		滑走路中心線標識	白 又は 黄 ⁽¹⁾
		滑走路末端標識	白 又は 黄 ⁽¹⁾
		滑走路中央標識	白 又は 黄 ⁽¹⁾
		目標点標識	白 又は 黄 ⁽¹⁾
		接地帯標識	白 又は 黄 ⁽¹⁾
		滑走路縁標識	白 又は 黄 ⁽¹⁾
	積雪離着陸区域標識	黒とだいだいの組合せ	
	ターニングパット標識	黄	
過走帯標識	黄 又は 白 ⁽²⁾		
誘導路標識	誘導路中心線標識	黄	
	停止位置標識	黄	
	誘導路縁標識	黄	
	停止位置案内標識 中間待機位置標識	数字 及び 文字の部分は白, その他の部分は赤 ⁽³⁾ 黄	
エプロン標識	ガイドライン	黄 ⁽³⁾	
	バー	黄 ⁽³⁾	
	スポット表示番号	黄 ⁽³⁾	
	縁標識	黄 ⁽³⁾	
風向指示器	だいたいと白, 赤と白 又は 黒と白の組合せ		
誘導案内灯に使用される標識	記号等の部分は白, 黄 又は 黒, その他の部分は記号等が 白の場合は赤, 黄の場合は黒, 黒の場合は黄		

注⁽¹⁾ 滑走路標識の色彩は白を標準とするが、積雪の多い地域での雪とのコントラストや、沖縄における石灰岩系を用いた舗装路面とのコントラストなど、白色では滑走路面と区別がしにくい場合には、黄色を用いることができる。

注⁽²⁾ 過走帯標識の色彩は、黄色を標準とするが、過走帯が滑走路と同程度の強度を有する過走帯標識の色彩は、滑走路標識と同色とすることを標準とする。

注⁽³⁾ 停止位置案内標識は黒色又は白色の縁取りを設けることを標準とし、エプロン標識には標識の視認性を考慮し黒色の縁取りを設けることができる。

注記 3 滑走路標識の“接地点標識”は、この改訂によって、“目標点標識”とした。

注記 4 飛行場標識施設の過走帯標識における表面色の例の“白又は黄⁽¹⁾⁽²⁾”は、この改訂によって、“黄又は白⁽²⁾”とした。

注記 5 解説表 2 の“注⁽³⁾”は、この改訂によって内容を変更し、新たに標識の縁取りについて追記した。

平成 25 年 4 月 19 日作成